契約約款の改正について

1 改正の要旨

破産法(平成16年法律第75号)等に基づく解除により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受 注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合であっても、発注者の 違約金請求権が発生するよう、契約約款を以下のとおり改正する。

2 主な改正内容について

(1) 契約約款に次の規定を追加。(※「建設工事請負契約約款の場合」)

次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14 年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11 年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第44条の4第1項の規定により、この契約が解除された場合を除く。) において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われて いるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当すること ができる。

(2)遅延利息について

公共工事標準請負契約約款に定める遅延利息(前払金の返還・履行遅滞損害金等)の率は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の第8条による財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を採用することとしており、現在の率は2.8%(平成28年3月8日財務省告示第58号)となっているため、契約約款に定める率の2.9%を2.8%に改正する。

3 改正する契約約款

- (1) 広島高速道路公社建設工事請負契約約款
- (2) 広島高速道路公社調查·設計業務等委託契約約款
- (3) 広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)
- (4) 広島高速道路公社委託契約約款(役務の提供)長期継続契約用
- (5) 広島高速道路公社委託契約約款(管理業務)
- (6) 広島高速道路公社委託契約約款(管理業務)長期継続契約用
- (7) 広島高速道路公社現場技術業務委託契約約款

4 適用対象

平成29年2月8日以降、公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。